

岩手県監査委員告示第23号

随時監査結果の公表（令和7年岩手県監査委員告示第6号）により公表した随時監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県公安委員会委員長から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年4月8日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川 村 伸 浩
岩手県監査委員 五 味 克 仁
岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 警察本部
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和6年9月20日
 - (2) 本監査実施日 令和6年11月12日
- 3 監査結果の公表の日 令和7年2月14日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
工事請負契約に当たり、変更契約後の設計図書に誤りがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	工事の完成の際に、請負業者から提出された完成図面が変更契約前のものとなっていたことに気付かなかったものであるが、工事は変更契約後の内容どおりに完成しており、契約額及び支払済額に誤りは生じていない。 請負業者から最終契約の状態に沿った図面が提出され、完成図面は既に修正済みである。 今後は、同様の事例を防止するため、工事内容に変更が生じる際には、状況に応じて請負業者から変更箇所の図面の提供を求めるなど、施工図と設計図書の整合性が保たれているか確認を徹底することとし、再発防止に努める。